

平成二十二年十一月二十六日（金曜日）（未定稿）

午前九時開会

○委員長（前田武志君） ただいまから予算委員会を開会いたします。

平成二十二年度一般会計補正予算（第1号）、平成二十二年度特別会計補正予算（特第1号）、平成二十二年度政府関係機関補正予算（機第1号）、以上三案を一括して議題とし、懸案事項に関する集中審議を行います。

質疑者はお手元の通告表のとおりでございます。

これより質疑を行います。森ゆうこ君。

○森ゆうこ君 おはようございます。森ゆうこでございます。

本日でこの補正予算も採決の見込みとなりました。御協力いただきまして本当にありがとうございます。

本日は懸案問題に関する集中審議ということで質問をさせていただきますが、まず北朝鮮の砲撃について総理に御質問をさせていただきたいと思っております。

この北朝鮮の情勢の変化というのはもう先般から非常に注視すべきものでありまして、金正日体制からの後継者への体制の移動、それから核施設の公開等々で徐々に緊張が高まってまいりましたけれども、ついにその砲撃ということでございます。

この北朝鮮情勢の変化についてどのように現時点において分析をされていらっしゃるのか。また、我が国は拉致被害者がまだ北朝鮮にいますと、何としても一刻も早くこの同胞を取り戻さなければならないということもございます。そういう意味で、現在の北朝鮮のこの情勢の変化並びに拉致被害者の救出についてどのようにお考えか、総理の御見解をお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣（菅直人君） 北朝鮮をめぐって六者協議が停止をされてかなりの時間が経過いたしました。また、その中で哨戒艦の沈没事件、さらには濃縮のウランの問題、また後継者の継承問題、こういう大きな変化があった中で今回の砲撃案件であります。

そういった意味で、北朝鮮のまさに許し難い今回の行動に対して、そういう大きな流れの中でかなり計画的に実行された、その可能性が強いわけでありまして、それに対しては、まずは当事者の韓国の立場を強く支持すると同時に、日米韓のこの三国が一致する、さらには北朝鮮に影響力を持つ中国に対しても、国際社会の責任ある立場からのそうした北朝鮮に対する抑制を図っていくように強く求めていく、こういう姿勢が必要だろうと、このように考えております。

また、拉致被害者については、できることは何でもやっていく、こういう姿勢で更に臨んでまいりたいと思っております。

○森ゆうこ君 拉致被害者の救出につきましては、様々な不測の事態に対応できるようにきちんとシミュレーションもしっかりとやらなければならないというふうに思っておりますし、また、党派を超えてかかわっております国際議員連盟、北朝鮮の人権侵害、これにかかわる国際議員連盟においては、北朝鮮の人権侵害、その人権ということをテーマに国際世論を高めて北朝鮮の包囲網をつくらうということで、この間、中川正春衆議院議員を中心に活動が行われておりますので、我々も政府と協力をして一刻も早く拉致被害者を救出する、そして朝鮮半島の平和、そして我が国の平和に向けて全力で頑張りたいと思っております。

次に、防衛省の通達問題について伺いたいと思っております。

まずもって、自分たちの国は自分たちで守る、この崇高な理念の下、日夜、御尽力を、御奮闘をされております自衛隊員の皆様に、またそれを支える御家族の皆様に心からの敬意を表し、感謝を申し上げる次第でございます。

防衛省の政治的中立性の確保、そのための通達については、隊員の政治的中立性の確保と言いつつ、結局は民間人の言論統制を目的としたものであるという批判がなされておりますけれども、本通達の必要性について改めて防衛大臣の見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣（北澤俊美君） 森委員にお答えをいたします。

自衛隊は厳格なシビリアンコントロールの原則の下に置かれた多数の隊員を擁する実力集団であるわけでありまして、政治的中立性の確保というのは自ら厳しく律していかなければ

ればまずならないと、このように認識しております。

今回の通達に関して様々な議論が行われてきたわけでありますが、今回のような事案があれば、自衛隊の政治的中立性の確保に万全を期すため、こうした通達を発するのは当然のことだというふうに思っております。(発言する者あり)

○森ゆうこ君　まあ今のように様々な御批判があるわけでございます。その議論を伺っておりますと、私はこれは、自衛隊というのは実力組織でございます。政治とそして軍事のこの基本的な関係でありますシビリアンコントロール、文民統制についてどのように考えるのか、その必要性についてその議論というものがもっと冷静にしっかりと行われるべきではないかと、そういうふうには私は憂慮せざるを得ないということでございまして、この際、防衛大臣に改めてシビリアンコントロール、この必要性について御説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣（北澤俊美君）　根本に戻った御質問でありまして、大変いい機会を与えていただいたというふうに思っております。

申すまでもなく、シビリアンコントロールとは、民主主義国家における軍事に対する政治の優先ということでありまして、また、軍事力に対する民主主義的な政治による統制を指すものであるというふうに一般的に定義をされておるわけでありまして、軍事力は国民を守る力であることから軍を政治の統制の下に活用するとともに、軍の政治介入を防ぐためシビリアンコントロールを確保するための制度がつけられてきたというふうに私は承知をいたしております。

我が国においても、実力組織たる自衛隊は法律、予算等について国民を代表する国会の民主的コントロールの下に置かれておるわけでありまして、国の防衛に……(発言する者あり)　こういう国の根幹にかかわるようなことは冷静にかつまじめに議論することが私はまず前提にあるべきだというふうに思っております。

○委員長（前田武志君）　質疑の妨げになりますから、お静かに願います。

○国務大臣（北澤俊美君）　国の防衛に関する事務は一般行政事務として内閣の行政権に完全に属しておるわけでありまして、内閣を構成する内閣総理大臣その他の国務大臣は憲法上文民でなければならないこととされておりまして、厳格なシビリアンコントロールがそういう意味で確保されておるといふふうに承知をいたしております。

政府としては、今後とも、かかるシビリアンコントロールの実効性が確保されるよう不断の努力をしておりますが、こういう議論の中で、政治がいかに国民にとって重要な役割を果たしているかということをは是非しっかり議論させていただきたいというふうに思っております。(発言する者あり)

○森ゆうこ君　私も、このシビリアンコントロール、特にこの文民統制に関してはやはり冷静な議論、そして深い議論が必要であるというふうに思います。

しかし、この本通達に関しては、今いろんな場外の発言がございましてけれども、あつ、場内の発言が、結局、民間人に対する表現の自由の制約であるという批判がなされているんですけども、私は、この通達は自衛隊員に向けて、その政治的中立性に関してくれぐれも誤解を受けることのないように、そういう趣旨であるというふうに思っております。そのような批判は的を得ていないというふうに私は考えます。改めて防衛大臣の見解をいただきたいと思っております。

○国務大臣（北澤俊美君）　お答えを申し上げます。

本通達は、防衛省・自衛隊の庁舎、施設を管理する隊員及び部外の団体が主催する行事に参加を依頼され来賓としてあいさつをし、また紹介される立場の隊員にあてて示されているものであって、一般の国民の行為を規制しようとするものではなく、また、通達という性質上、一般の国民の行為を規制する効力は有していないというふうに承知をしております。

さらに、通達で示された隊員の対応については、あくまでも本通達の趣旨、目的の範囲内で、一般の国民の行為を規制しようとするものとの疑念を生じさせることがないようにすることとしており、本通達が憲法で保障された表現の自由などとの関係で問題となるものではないと考えております。

なお、一連の委員会審議の場でも、一連の議論の中でも、内閣法制局からも、通達の趣旨、目的の範囲内であれば憲法との関係では問題はないとの答弁をいただいております。○森ゆうこ君 ありがとうございます。

法制局からも、この委員会を通して、又は先般文書も連名で発表されておりますので、とにかく、この文民統制、シビリアンコントロールについては、何度も繰り返しますが、冷静な議論が本当に必要だというふうに改めて申し上げたいと思います。

次に、検察改革について伺いたいと思います。

前回の予算委員会でも質問をさせていただきました。あの質問の後、私は、皆さんも覚えていらっしゃると思うんですけども、検察審査員のくじ引ソフト、これについていろんななぞが深まりまして、約この一か月間、様々な形で調べさせていただいて、一か月掛かってようやく、昨日の段階でこういう資料、これはそのくじ引ソフトのフロッピーでございますけれども、あと、契約書、仕様書と、ようやくそろって調査をしているところでございます。

まず、検察改革について法務大臣に伺いたいと思いますが、検察の在り方検討会の今後について伺いたいと思います。

柳田前法務大臣が、例えば郷原信郎弁護士でありますとか江川紹子さんというジャーナリストでありますとか、検察に対して非常に厳しい批判をされてこられた、非常にきちんとした目を持ってこられた、そういう方たちをこの検察の在り方検討会議に委員として入れました。これは私は、お聞きするところによると、内部で相当な反発があった。しかし、柳田前法務大臣がその反対を押し切ってそういう委員を入れました。

この検察の在り方検討会、これが今後どうなるのか、しっかりと、本当の抜本的な検察の改革に向けた提言をしっかりとしていただけるように、是非法務大臣の方でも助けていただきたいと思うんですけども、この検察の在り方検討会議、この行方について伺います。

○国務大臣（仙谷由人君） 今御指摘をいただいたとおり、柳田法務大臣、今度の大阪地検特捜部における一連の事態を踏まえまして、検察の在り方について幅広い観点から抜本的な検討が必要だと、で、この検討会議をつくられたと、設置されたということを知をいたしております。

検討会議におきましては、既に委員の皆様による熱心な議論が始められているというふうに私も聞いております。柳田大臣の御意向を踏まえて、活発な問題提起、御指摘、御議論をお願いできればと考えているところでございます。

メンバーの方々を拝見をいたしますと、中で、取調べ、あるいは取調べ体制、あるいはそれを包む検察庁内部の仕組みというものについて、中から、従来批判的と申しましょうか問題提起をされていた方、あるいは法廷を通じて検察庁の取調べや公判遂行の在り方について非常に大きな問題意識を持たれている方、あるいは検察庁のトップクラスとして経験のあって、ガバナンスの在り方としても問題意識を持っていらっしゃる方、多様な方々がいらっしゃいますので、それから外からジャーナリストとして御覧になった方、多様な方々の問題提起を十二分に踏まえて、まさに国民のための司法をこれから構築していくことができるような、そういう御提言がいただけると期待をいたしているところでございます。これを十二分に尊重、生かした抜本的な改革案ができ得ればと、こういうふうに考えているところでございます。

○森ゆうこ君 是非、大臣からサポートしていただければと思います。

次に、個別の案件にはお答えできませんという法務大臣の答弁、これは私も法務大臣に、自民党時代ですけれども、自民党政権時代、御質問をすると、やはり法務大臣は、個別の案件にはお答えできません、そういう答弁が、これはどの大臣でも歴代の大臣は、これはもう本当に決まり文句なんですね。

法務大臣のその答弁は、刑事訴訟法第四十七条に制約をされております。「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」、このただし書の部分、「但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」、

この解釈、そしてその運用、これを抜本的に見直さないと、どの方が法務大臣になったとしても、個別の案件にはお答えできません、そう答えざるを得ない。

そういう意味で、この刑事訴訟法第四十七条の抜本的見直しについて柳田前大臣が辞任される前に指示をしていかれたと思いますが、その結果、検討はしっかりとされるのでしょうか。

○国務大臣（仙谷由人君） 刑事訴訟法四十七条の解釈ということのみならず、捜査というのは、これは密行性といいたまいますか、ある時期までは完璧な密行性がなければ成り立たないというのは物事的前提でございます。

したがって、この四十七条の問題が出てくる場合も、あるいは四十七条そのものを、つまり訴訟に関する書類、証拠ということをお公にするかしないか、どの段階でどのような要件の下にできるのかという問題と、今、森委員がその前段階でも問題にされました捜査の在り方やあるいは更にさかのぼって人事の問題等々というのをどこまで法務省が検察庁のことについて明らかにできるかというのは、これは先ほど御指摘になった公益性との関係、時期との関係、そして国会の国政調査権との関係と、これは一つ一つ具体的に積み上げていかなければならない問題だと思いますけれども、すべて捜査に関することだから一切シャットアウトだということでは、これは国民のための司法改革といいたまいますか、司法ということにはならないと私も考えております。

○森ゆうこ君 もう私の時間なくなりましたので、午後の締め総に譲りたいと思いますが、午後は、先ほど見せました「検察審査会の謎を解明せよ」ということで、三権分立の外にあるのではないかと検察審査会、そして江戸時代生まれの人が検察審査員の候補者に紛れ込んでいた、このなぞに挑戦したいと思いますので、午後の締めくくり総括で続けて行いたいと思います。

以上です。

○委員長（前田武志君） 以上で森ゆうこ君の質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（前田武志君） 休憩前に引き続き、平成二十二年度補正予算三案を一括して議題とし、これより締めくくり質疑を行います。森ゆうこ君。

○森ゆうこ君 午前中に引き続き、今度は締めくくり総括質疑ということでよろしくお願ひいたします。

もう一度資料を配らせていただきました。「検察審査会の謎を解明せよ」。先回の予算委員会の質問以来一か月余りにわたりまして、検察審査員の、そもそも小沢一郎元代表の起訴議決を二回出しました東京第五検察審査会、この審査員十一人の平均年齢が三度にわたって訂正をされた。最初は十月四日、三十・九歳、そして十月十二日には三十三・九歳、そして十月十三日には三十四・五歳。これは、一回目の起訴議決とは全く同じである、十一人全く違う審査員だと思うんですけども同じ平均年齢になった。一体どういふふう審査員の選任が行われているのであろうか。

くじ引ソフトというのが使われているということで調べてみました。調べてみた結果、私の部屋で米長議員なども入りましてデモンストレーションをやっていただきまして調査をいたしました。その後、一か月掛かってようやくこの資料がそろった。この下の袋のところは、ゆうべ夜遅くいただいたものでございますので、まだ完全に実験はできておりませんが、今途中段階ということで中間報告、専門家の力も借りまして御報告をこのペーパーで出させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、この十一月八日のくじ引デモンストレーション、ダミーデータで行ったものでございますが、その実施の際、開発業者ではなく保守点検業者が来ました。私の方で、最近直近で起きたトラブルについて何かと申し上げましたら、一六〇〇年代の生まれの方の生年月日が入っていたので機械がフリーズした、で、対処をしたと。なぜ江戸時代の方が検察審査員の候補者名簿に紛れ込んでいたのか。調べましたけれども、ようやく最高裁から回答が参りました。

最高裁、このなぜ江戸時代生まれの人が紛れ込んでいたのか、御説明いただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者（植村稔君） お答えをいたします。

検察審査会事務局は、毎年九月十五日までに管内の各市町村の選挙管理委員会に対しまして候補者の人数を割り当てまして、各市町村、十月十五日までに候補者予定者名簿というのを事務局に送付するというようになっております。

そこで、委員御指摘の件でございますが、選挙管理委員会が、最高裁から裁判員候補者予定者名簿の調製等のために配付しておりますソフトウェア、これを名簿調製プログラムと称しておりますが、これを利用して検察審査会の候補者予定者名簿の調製を行ったわけでございますが、このプログラムに取り込むデータにつきまして、直接手で入力するという方法で入力をされたんだそうでございます。そのときに、候補者予定者のうちのお一人につきまして、生年月日の入力をしたわけですが、生まれた年につきまして、百の台につきまして六というふうに誤って入力した結果と聞いております。委員も今お話をされましたが、その後、データをシステムに取り込もうとしたところ取り込めなくて誤入力の存在が分かったと、こういうことでございます。

○森ゆうこ君 委員会で、予算委員会あるいは法務委員会で答弁されていた内容と随分変わっているんですね。選挙人名簿からくじ引ソフト、これは裁判員制度の裁判員の名簿管理システムとも絡むんですが、選挙人名簿、そして裁判員の名簿管理ソフト、そしてこの検察審査員のくじ引ソフト、実に高級なソフトを使いまして、で、送られてくるデータが間違っていたと。まず、そこで、手入力ということで恣意的な関与が行われる可能性が出てきた。

あわせて、後半の方に付けておりますけれども、我々が現在入手できているこのソフト、プログラムでダミーデータで昨日の深夜の時点で実験可能な部分で実験をいたしましたけれども、この報告書を見ていただきますと、この報告書の八ページ目になるんですが、恣意的に検察審査員を選ぶ方法があったということで、実験データがこれは図解をされていきますので是非見ていただきたいと思えます。

やはり公平で公正であって恣意的な操作が入らないということが担保されませんと、まだまだこの検察審査会のやみが解明されませんので、是非その点について開発者をよこしていただきたいと思えますし、オリジナルデータを是非いただきたいと思えますが、御答弁をよろしく願いいたします。

○最高裁判所長官代理者（植村稔君） お答えをいたします。

また委員といろいろお話をさせていただいて、必要な御協力をさせていただきたいと思っております。

○森ゆうこ君 検察審査会のこのソフト、大変高額でございます。これは幾らですか。このソフトの開発に幾ら掛かりましたか。

○最高裁判所長官代理者（林道晴君） お答えいたします。

このソフトの開発につきましては富士ソフトというところが開発しておるわけですが、平成二十年度請負金額は、検察審査員候補者名簿管理システム開発分として二千四百九十九万円という価格で開発されております。

○森ゆうこ君 いや、ソフト開発全体に掛かった金額を聞いているんです。

○最高裁判所長官代理者（林道晴君） 今申し上げましたシステム開発分が二千四百九十九万円で、あと検察審査員候補者名簿管理システムの保守分として七百三十五万円、合わせて三千二百三十四万円ということになるかと思えます。

○森ゆうこ君 開発監理支援のことはどうして入れないんですか。

○最高裁判所長官代理者（林道晴君） お答えいたします。

今、委員御指摘ありましたように、ソフトの開発自体につきましては富士ソフトというところに契約をいたしまして開発いたしました。その名簿管理システムの開発監理支援ということで、これは多分、委員のお配りいただいた資料の中にもあったかと思えますが、アビームコンサルティングというところに依頼をしまして開発をしたところでありました。

アビームコンサルティングの価格につきましては、これも委員のペーパー、整理していただいたペーパーの中にありますように、七百三十五万円という価格があります。

○森ゆうこ君 すべての合計額を言ってください。

○最高裁判所長官代理者（林道晴君） すべてということになりますと、富士ソフトの請負金額は先ほど申し上げました開発と保守と合わせまして平成二十年度三千二百三十四万円であります。さらに、その翌年度、富士ソフトの方で改修と保守というお金を掛けておりますので、これも委員の整理していただきましたペーパーの三ページにあります。千三百十二万五千円というのが支払われ、これも委員の整理していただいたところを引用させていただきますが、四千五百四十六万五千円。これにアビームコンサルティングの請負金額を足しますと、これも同じページにあります。五千二百八十一万五千円ということになるかと思えます。

○森ゆうこ君 今年度の保守点検料を含めると約六千万円の、これ六千万円ですよ、コピーですけどね、六千万円です。それで、専門家に調べていただきましたところ、このソースは五万八千三百行になると、これを計算いたしますと、まあ安くて七百万、どんなに高くても千四百万ということをお指摘いただきました。

一度、最高裁のこのIT調達、様々なものがあるんですけども、資料を整理するように要求したんですが、なかなか出てきません。開発監理支援、落札率九九%というものもございませぬ。随意契約もございませぬ。しっかりと整理をして私のところに提出をしていただきたいと思えますが、御答弁をいただきたいと思えます。

○最高裁判所長官代理者（林道晴君） 今、委員から御指摘いただいた分について作業を進めているところでありまして、正確な形でできるだけ早期に整理した上で御提供を申し上げたいと思っております。

○森ゆうこ君 調査チームの報告書はまだ中間でございませぬ。現時点で入手できた資料に基づいて行っております。しっかりとすべての資料を出していただくように、再度お願いを申し上げます。

さて、この謎を解明せよ、最初のページを御覧ください。三権分立、仙谷法務大臣、検察審査会は行政権を行使するのでしょうか。短くお願いします。

○国務大臣（仙谷由人君） 行政権の行使であると考えられます。

○森ゆうこ君 しかし、行政機関としての法律上の位置付けはありません。

すべての行政機関は、法律上、行政機関としての位置付けがございませぬ。そして、所轄が決まっております。検察審査会はどの法律に行政機関として位置付けられ、どこが所轄なののでしょうか。

○国務大臣（仙谷由人君） 検察審査会は検察審査会法で、検察審査会は、独立して職権を行うものと規定しておりまして、独立した行政機関であるというふうには理解をいたしております。

○森ゆうこ君 今の質問にお答えください。

独立して業務を行う。例えば公正取引委員会は、独禁法でそのように、独禁法二十八条で、公取委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。検察審査会と同じような規定がございませぬが、その一方、二十七条、内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、第一条の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。その第二項において、「公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。」、しっかりと所轄の大臣がここで指定をされております。つまり、内閣総理大臣の責任において公正取引委員会は行政権を行使する、このようになっておりますが、検察審査会はどこにもございませぬ。どこが所轄なののでしょうか。

○国務大臣（仙谷由人君） 検察審査会は国家行政組織法の中には位置付けられておりませぬ。検察審査会法がその根拠法令であると、こういうふうには考えるべきだと考えております。

○森ゆうこ君 この三権分立の図を見てください。今ほど例を出しました公正取引委員会にしても、それから検察は準司法、独立性が保たれておりますが、それでも法務大臣の管轄でございませぬ。

すべての国家機関というものはしっかりと行政組織として法律の中で規定をされていませぬが、検察審査会についてはどこを探してもございませぬ。一体、この行政権の行使について、最終的にだれが責任を負うんですか。

○国務大臣（仙谷由人君） ある意味で検察庁の起訴便宜主義あるいは起訴独占という中で、これをいかに国民的なコントロール下に置くかと。言わば、検察庁の検察官の権限行使に対してこれを監視する独立の機関をつくらなければいけないという割り切りの下に独立して職権を行うということでございますので、今度は検察審査会の職権行使についてどのようにチェックをするのかという問題が起こり得ます。つまり、内閣がその責任を負えないとすれば、それはどのようにチェックするのかということでございます、それは刑事司法手続の中でチェックがされると、そういう制度的な枠組みを新たに作ったと考えることができると思います。

○森ゆうこ君 今の答弁は理解できません。

憲法第六十六条第三項、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」、すべての行政はその内閣が責任を負うんです。最終的な責任を負うんです。この検察審査会については、どこが行政権行使のその責任を負うんですか。

○国務大臣（仙谷由人君） この起訴、不起訴の問題はですね、この検察審査会の起訴相当議決によって、言わば検察官が起訴したのと同じような効果を持つと、こういうある意味で新しい枠組みがつけられたわけでありましたが、それ以前には、つまり我々が若いころにはと言うと語弊がございますが、付審判請求、準起訴手続というのがございました。これは、公務員の暴行陵虐罪等限られた犯罪については告訴告発が行われて、これについて検察官が起訴をしないというふうにした場合に、その案件について付審判請求、裁判所にこの事案は起訴すべきだと、こういう申立てをすることができることになっておりまして、現に、余り数は多くないと思いますけれども、そういうことで、裁判所が、言わばその付審判請求を認めて起訴という効果、つまり、本来は検察官でしかあり得ない起訴という効果をもたらすことができる。つまり、そうなりますと、この起訴行為、公判請求という行為自身は行政権の行使でありますから、これは裁判所が、つまり司法の立場にある裁判所がそういうことを行ったと。これ、だれが責任を持つのかという話になってきますと、これは刑事司法裁判の過程で、プロセスの中でその当否が問われなければならないということになるわけでありまして。

したがって、いわゆる刑事司法という言い方が、これは行政権の行為であるけれども司法という言葉が入ってきておりますように、これは司法権の範囲と行政権の範囲が、まあ言わばせめぎ合うといいたいまいしょうか、あるいは混じり合いながらそれぞれが独立して行われなければならないというその要請に従って、この種の、ある種そういう、あれかこれかというふうに言われれば分かりにくいことになっておるんですが、これは制度をどうつくるかという割り切り方の問題だと私は思っております。

○森ゆうこ君 これは憲法違反じゃないですか。三権分立の中に入っていない。今の御答弁はどこも責任を負わないと自ら宣言しているようなものですよ。検察だって行政が最後は責任を負うんです。三権分立の外にある第四権力ではないですか。

○国務大臣（仙谷由人君） 例えば、会計検査院もそういう意味で憲法上のこれは機関でございます、そういう意味で、これは行政権の行使なのか、あるいは会計監査、検査という権限が別途行政権の行使のほかにあるのかと、こういうふうに問われますとなかなか、何というんですか、あれかこれかという分け方は難しいのかも分かりません。

今、憲法違反じゃないかというお話がございましたが、憲法が許容されるそういう制度的な設計だということで、多分、多分じゃなくて、設計だということで、内閣法制局がこれは吟味してこの法案が通ったということでありまして、当然、この刑事司法の過程で、憲法違反を理由にして争うことはできるだろうと思っております。

○森ゆうこ君 憲法違反ということで争うということになるということだということですが、今の指摘、皆さん是非考えていただきたいと思っております。

それで、引き続きこれは議論させていただきたいと思っておりますが、次に、卒業クライシス回避策について伺いたいと思っております。

私立高校生に対する就学支援金の導入に伴い各自治体が独自の支援制度を減額したため、実質支援額は増えていません。卒業クライシス再び、この回避策についてどのようにお考えか、伺います。

○国務大臣（高木義明君） 森委員にお答えいたします。

ある調査によりますと、私立高等学校の授業料の滞納者率は昨年の一・七%から一・五四%と減少しているということは承知しております。しかし、これはかなりわずかということでもあります。したがって、いわゆる減免の補助事業については、予算額を減額をしておる自治体が多いという現状もございます。しかし、低所得者に対する私立学校就学支援金と併せた支援は、いずれも都道府県でも昨年と同水準かあるいは手厚くなっていると、このように私は承知をいたしております。

しかし、今後とも、家庭の経済状況によって修学を断念するという事態がないように、子どもとしましては、都道府県や学校に今ある施策について周知徹底を図ることがまず第一、同時に、それぞれの生徒に応じたきめ細かい対応が必要であろうと、このように考えております。

○森ゆうこ君 来年度、新しい給付型奨学金の要求をされていますが、その内容についてお教えてください。

○国務大臣（高木義明君） 来年度の概算要求におきまして、低所得者の高校生に対する給付型奨学金等の創設を要望しております。都道府県に対し必要な資金を交付するというものでございまして、具体的には年収約三百五十万円未満程度の世帯に対し、教科書等図書費相当分、年額一万八千三百円でございまして、支給するための必要な経費として約九十二億円を計上しているところでございます。

いずれにいたしましても、御指摘のとおり、我々は高校生の修学をきちっと援助すると、こういう体制を今後とも強めていきたいと思っております。

○森ゆうこ君 でも、三月クライシス、卒業クライシスには間に合いません。今回の補正予算に計上されている地域活性化交付金を各自治体が活用して私立高校の授業料減免補助のような事業に充てることは可能か、地域活性化担当大臣に伺います。

○国務大臣（片山善博君） お答えいたします。

この度の補正予算案の中に地域活性化交付金というのがありまして、その中にきめ細かな交付金というのが二千五百億円計上しております。これは、それぞれの自治体が地域の実情に応じて必要な事業に充当するということでありますから、例えば今おっしゃったような私立高校の授業料減免補助のような事業が必要だということで、これに必要な計画を実施計画に掲載するということは可能でありますので、おっしゃったことは実現できると思っております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

それでは、雇用・能力開発機構の剰余金の取扱いについて、検討結果を細川大臣に伺います。

○国務大臣（細川律夫君） せんだっての委員会で御質問がございましたので、よく精査をしてお答えをすると、こういうことを申し上げましたが、今雇用・能力開発機構の廃止法案を提案をいたしておりますけど、まだこれ審議中で、是非成立をさせていただきたいと思っておりますが、そうなった場合、来年の三月末での積立金をどうするかと、こういうことでございますが、これについては、新法人の発足当初の支払を必要とする最小限の経費を除きまして二十二年度決算後の積立金全額を国庫に返納をするというふうにしたいと思っております。

○森ゆうこ君 金額を教えてください。

○国務大臣（細川律夫君） 具体的には、今四百五十五億円、二十一年度末でございませけれども、大体四百億円程度を国庫に返納したいと思っております。

○森ゆうこ君 できるじゃないですか。

同じように他の独立行政法人等も速やかに国庫へ返納すべきだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣（野田佳彦君） 昨年の事業仕分を踏まえまして、今執行中の平成二十二年度の予算においては五千九百三十八億円の基金等の国庫返納及び七百十億円の不要資産の国庫納付が行われました。

また、春の独法に対する仕分、そしてこの秋に行われました特会や再仕分を踏まえて、

今内閣府の行政刷新会議の事務局において各府省の取組を精査をされています。その精査を踏まえて、平成二十三年度予算案にできるだけ反映をしたいと思います。

○森ゆうこ君 是非お願いいたします。

それでは、経産大臣、質問をまとめて三つお願いいたします。

資源投資についての基本的考え方、そして今回の豪州におけるレアアース鉱山への投資について、その事実関係、並びに、今後、他国も含めてもっと積極的に展開し、これが、資源外交、そしてそこに投資することは額によっては円安誘導にもなるという、そういう御指摘をする専門家もいらっしゃいますので、その点についてお考えをお聞かせください。

○国務大臣（大島章宏君） 森議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

海外のいわゆる資源投資の話でございます。現在の円高というものを活用して、利用して、やはり生かして海外の資源投資をすべきじゃないかと、こういう御質問であります。緊急経済対策におきましても、レアアース等の鉱物資源を確保するため、JOGMECを通じた我が国の企業による鉱山の権益確保の支援を盛り込んでいるところでございます。

同時に、この一環ということもありますが、オーストラリアのレアアースの鉱山の開発について政府が主導的に出資するという、このような報道も既にされているところでありますが、私たちとしても、このオーストラリアの民間鉱山の会社の中でレアアースの鉱山開発は大変大事なプロジェクトだと考えておりまして、この鉱山では十年間にわたり約九千トン以上の長期供給契約を目指すこととしておりまして、これが輸入されれば国内の需要のレアアースの三割に当たるということから、我が国としても積極的に支援すべきだと考えております。

○森ゆうこ君 最後に、円高・デフレ対策について、この皆さんにお配りしたバランスシートをしっかりと見ていただいて、見方によれば財源はあるんです、使うか使わないか、これは政治の意思です。経済財政担当大臣に伺います。

○国務大臣（海江田万里君） 森ゆうこ委員にお答えをいたします。

ちょっと質問が短かったもので、どこまでお答えをすればいいのか分かりませんが、おっしゃるように、国のバランスシート、これは平成十二年から、平成十年の決算分から行ったところでございますが、はっきり申し上げまして、これが本当に十全に次の予算の編成に生かされているかどうかということは疑問符が付きます。

特に、今大変国が厳しい財政の事情であるということはおもう皆さん御承知のとおりでございますが、その場合、増税をやって現役世代に負担を求めるのか、あるいは国債を発行して次の世代に負担を求めるのか、もちろんこの二つの方法ございますが、それと同時に、やはり今のこの国の資産の中で有効活用できるものはないだろうかということは、私はやっぱり真っ先に検討されてしかるべきだろうというふうに思っております。

その意味から、私どもはこの毎年毎年のバランスシートをしっかりと見て、そして今内閣府の中にこの国の資産有効活用の研究会というものをつくったところでございます。既に二回研究会を開きまして、間もなく第三回をやりますが、できましたら平成二十三年度の予算の編成に少しでも役立たせたいということで今努力をしている最中でございます。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

それでは、一日も早い景気回復のために、一刻も早くこの補正予算を成立させていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長（前田武志君） 以上で森ゆうこ君の質疑は終了いたしました。（拍手）